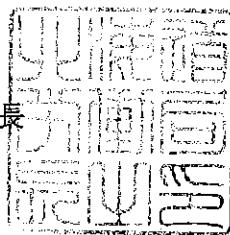


北労発基231071号
平成23年9月2日

建設業労働災害防止協会 北海道支部長 殿

北海道労働局長



木造家屋建築工事現場における労働災害防止の徹底について

平素は、労働行政、なかでも安全衛生行政の推進に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月に管下労働基準監督署（支署）が実施した木造家屋建築工事現場85件に対する一斉パトロールにおいて、全体の約8割にあたる67件（78.8%）の現場で指摘を行い、改善指導を行いました。

このうち、主な改善指導事項は下記のとおりですが、中でも死亡又は重篤な後遺症を生ずるおそれのある災害に直結する墜落・転落災害防止措置が不十分な現場が多数みられました。

今後、工事が本格化する時期を迎えることから、貴職におかれましては傘下会員事業場に対し、より一層の労働災害防止対策の徹底を図るよう周知方お願い申し上げます。

なお、本結果について、8月17日に記者発表を行ったことを申し添えます。（別添記事）

記

1 指導項目の内訳

- ・足場に係る指導 55 現場
- ・躯体（建物）に係る指導 37 現場
- ・電動丸のこ盤等に係る指導 9 現場
- ・その他の指導 10 現場

2 足場について(55現場の内訳)

- ・墜落防止のための手すり及び中さん等の設置が不適切 31 現場
- ・作業開始前の点検を実施していない 28 現場
- ・物体の落下防止のための幅木等の設置が不適切 21 現場
- ・足場の最大積載荷重の表示がされていない 13 現場
- ・足場の組立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分 11 現場
- ・安全な昇降設備が設置されていない 9 現場

3 躯体について(37現場の内訳)

- ・木造建築物の組立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分 19 現場
- ・内側への墜落を防止するための防網の設置、安全帯の使用等が不適切 19 現場
- ・外側への墜落を防止するための措置が不適切 11 現場

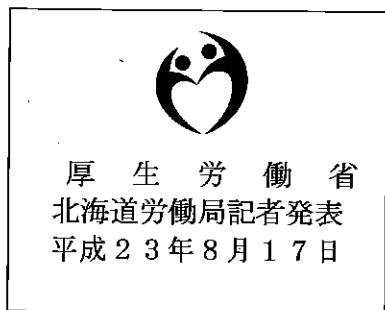


4 電動丸のこ盤等について(9 現場の内訳)

- | | |
|---|------|
| ・手持ち式電動丸のこのカバーが不備 | 8 現場 |
| ・丸のこ盤の刃の接触防止のためのカバーが不備 | 1 現場 |
| ・電路の途中に有効な漏電遮断機が設置されていない | 1 現場 |
| ・手持ち式電動丸のこを使用する場合に、材を安定させるための
作業台等を使用していない | 1 現場 |

(注) 一箇所の現場において、複数の指導事項があるため、各項目の合計数は現
場数と一致しない。

別添



厚生労働省北海道労働局
労働基準部安全課

課長 東海林 剛
主任安全専門官 鎌田修平
課長補佐 大森聰
TEL 011(709)2311
内線 3540、3541
3542

木造家屋建築工事現場の約8割で改善指導 一道内17労働基準監督署（支署）が85現場で全道一斉にパトロール

北海道労働局（局長 高原 和子）では、7月13日に木造家屋建築工事を行っている85現場で一斉パトロールを実施し、安全な作業床の確保、手すり及び中さん等の設置、安全な昇降設備の設置等の墜落防止対策、幅木等の設置による物体の落下防止対策、並びに木材加工用機械の安全対策が適正に行われているか等の点検をしました。（実施機関は道内17の労働基準監督署（支署））

その結果、労働安全衛生法令等に基づき改善指導を実施した現場数は67現場で全体の約8割（78.8%）でした。昨年の76.7%（86現場中、66現場）より2ポイントほど高い状況となっています。

具体的な指導状況は別紙のとおりですが、足場の手すり及び中さん等の設置が不適切等、死亡災害に直結する墜落・転落災害防止対策が不十分な現場が依然として多く見られます。

木造家屋建築工事業における労働災害は、昨年1年間で死傷者数140人、うち4人が死亡しています。（墜落災害1人、交通事故3人）

今年は7月末時点の死傷者数は、60人と昨年同期と比較し6人、11.1%増加し、死亡者は1人となっております。工事が本格化する時期を迎え、違反箇所の改善はもとより、経営首脳が率先しより一層具体的な労働災害防止対策を講ずるよう関係団体に引き続き要請することとしています。

具体的な指導状況

- 1 全体で 85 現場中 67 現場において改善指導を行った。 (図 1)
- 2 指導事項の内訳は以下のとおりであった。 (図 2)

・足場に係る指導	55 現場
・躯体(建物)に係る指導	37 現場
・電動丸のこ盤等に係る指導	9 現場
・その他の指導	10 現場
- 3 全体で 85 現場中足場設置現場数は 81 現場であり、足場に係る指導を行った 55 現場の内訳は以下のとおりであった。 (図 3)

・墜落防止のための手すり及び中さん等の設置が不適切	31 現場
・作業開始前の点検を実施していない	28 現場
・物体の落下防止のための幅木等の設置が不適切	21 現場
・足場の最大積載荷重の表示がされていない	13 現場
・足場の組立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分	11 現場
・安全な昇降設備が設置されていない	9 現場
- 4 全体で 85 現場中躯体工事を行っていた現場数は 70 現場であり、躯体に係る指導を行った 37 現場の内訳は以下のとおり(上位 3 現場)であった。(図 4)

・木造建築物の組立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分	19 現場
・内側への墜落を防止するための防網の設置、安全帯の使用等が不適切	19 現場
・外側への墜落を防止するための措置が不適切	11 現場
- 5 全体で 85 現場中電動丸のこ盤等使用現場数は 76 現場であり、電動丸のこ盤等に係る指導を行った 9 現場の内訳は以下のとおりであった。 (図 5)

・手持ち式電動丸のこのカバーが不備	8 現場
・丸のこ盤の刃の接触防止のためのカバーが不備	1 現場
・電路の途中に有効な漏電遮断機が設置されていない	1 現場
・手持ち式電動丸のこを使用する場合に、材を安定させるための作業台等を使用していない	1 現場

図1 パトロール実施現場数：85現場

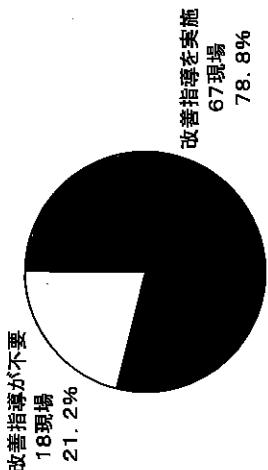
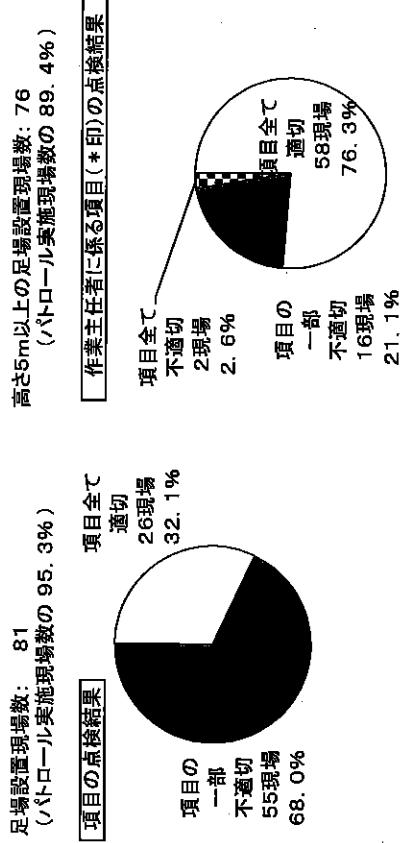
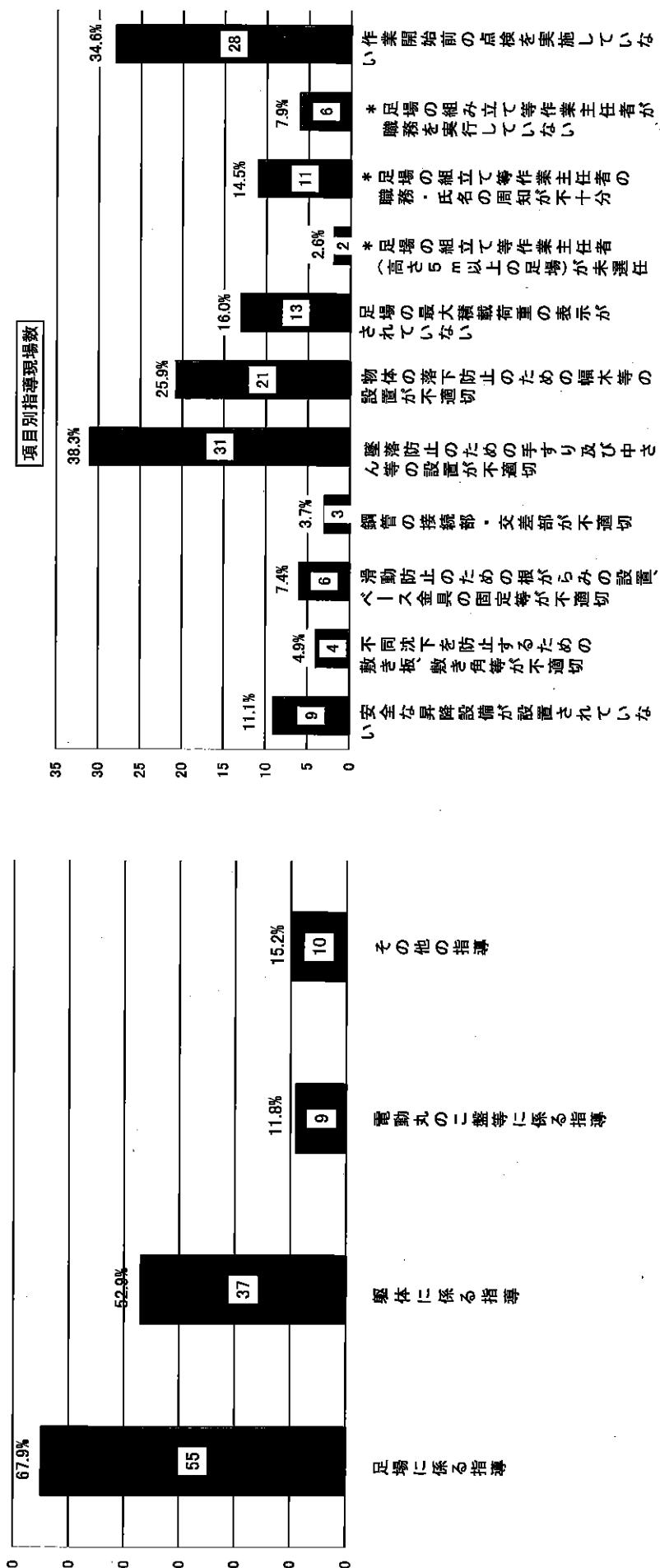


図2 指導事項の内訳別現場数

図3 足場に係る指導事項の内訳



6029



(注) 1 現場で複数の指導事項あり。

図4 車体に係る指導事項の内訳

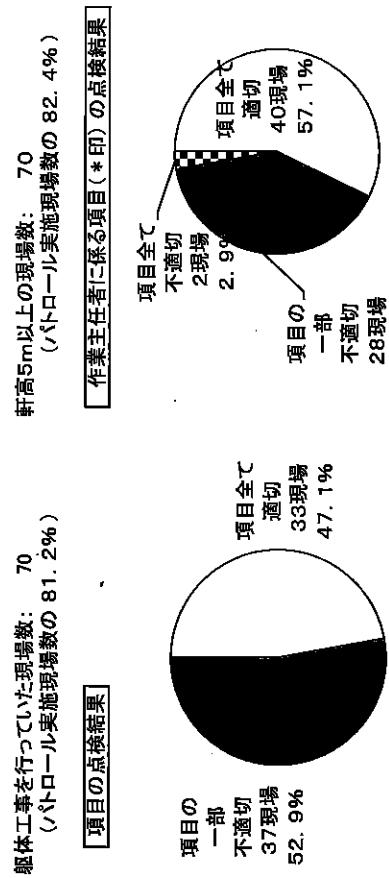
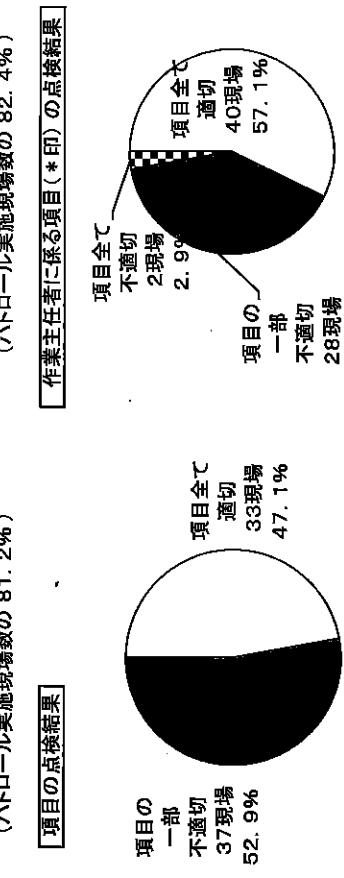


図5 電動丸のご盤等に係る指導事項の内訳

電動丸のご盤等使用現場数: 76
(パトロール実施現場数の 89.4%)



(注) 1現場で複数の指導事項あり。

手持ち式電動丸のこを使用する場合に材を安定させるための作業台等を使用していない

電路途中に有効な漏電遮断器が設置されていない

手持ち式電動丸のこカバーが未備

丸ごと盤の歯の接觸防止のためのカバーが不備

*木造建築物の組立て等作業主任者が職務を実施していない

*木造建築物の組立て等作業主任者の周知が不十分

*木造建築物の組立て等作業主任者が軒高5m以上の木造建築物が未選任

内側への墜落を防止するための防網の設置、安全帯の使用等が不適切

措外側への墜落を防止するための措置が不適切

安全な昇降設備が設置されていない